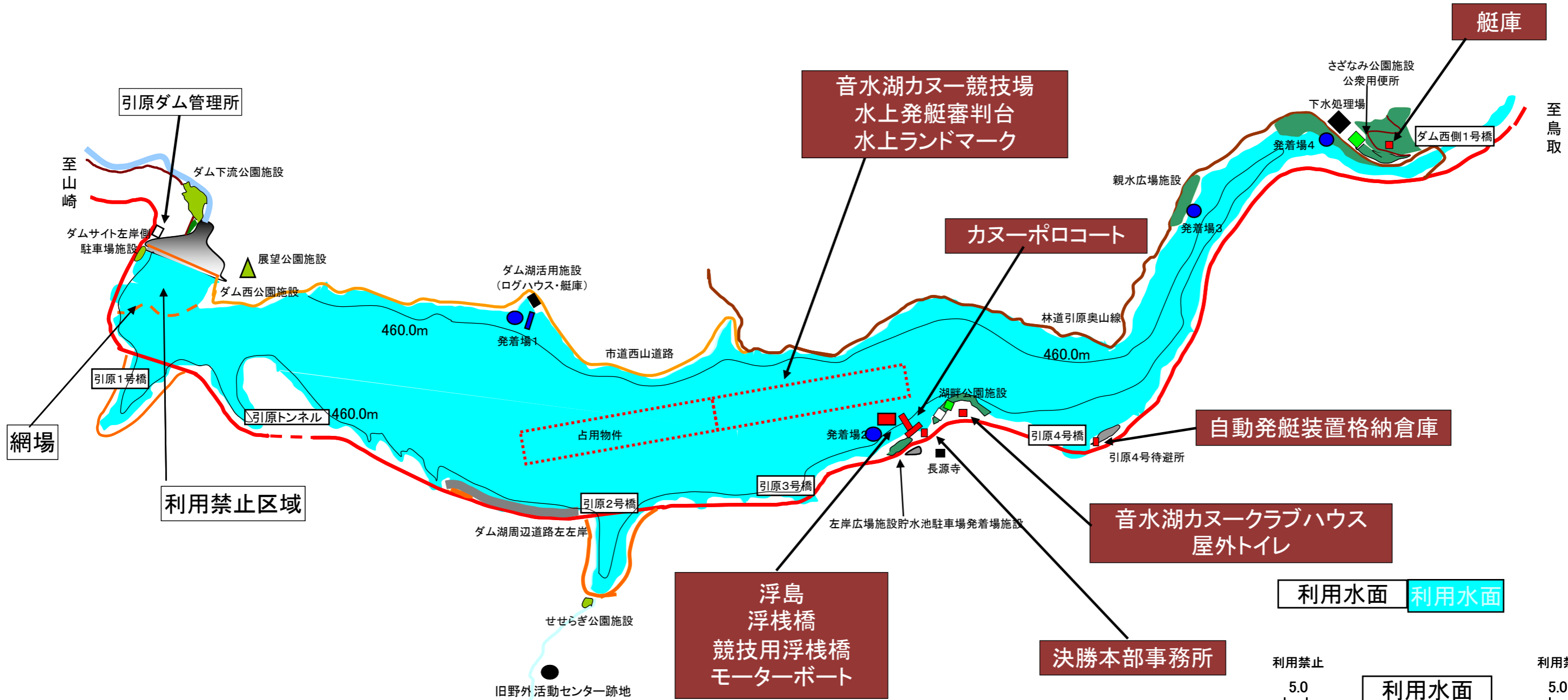


# 指定管理に付す施設等の位置図



■ 指定管理に付す施設  
 ※音水湖カヌー競技場及び付帯施設(競技用浮棧橋、水上発艇審判台、水上ランドマーク、カヌーポロコート、自動発艇装置格納倉庫、モーターボート7台)は、宍粟市及び緊急対応業者の管理とする。ただし、モーターボートのうち、救助船1台は市から貸与する。

